

日本海員組合創立實行委員會案内控

日時 大正九年十二月十八日午後一時開會  
場所 相生町五丁目五六七日本海員組合創立假事務所

議案

- 一、創立事務所設置に關する件
- 一、創立促進に關する件

- 一、趣旨綱領規約に關する件

拜啓年末の御多忙中甚だ御迷惑には候へ共右三案に付き御協議申上度候間萬障御繰合せ御出席相成度候此段御通知申上候

追て適當の場所無之爲め友愛會樓上を借入候次第なれば不意御諒承相成度候

大正九年十二月十七日

創立副委員長 龜井 司

第一回創立實行委員會報告

大正九年十二月十八日午後一時開會  
神戸市相生町五丁目五六七日本海員組合創立事務所に於て

議案

- 一、創立事務所設置に關する件
- 一、趣旨綱領規約に關する修正の件

出席者

醍醐 資祐 山下鷹次郎 松本 徳三 福森庄太郎 北野 勇吉 三和 國章  
宮崎 敬馬 溝口 傳

第一項 去る十二月三、四日に渡る創立協議會に於て創立事務所の件に付き種々討議の結果湊東俱樂部の一部を借受ける交渉の運びに至りしも茲に再審議の結果事務及び經濟の都合より便宜上神戸市相生町五丁目五六七番地に置く事に満場異議なく可決せり

第二項 起草案に付ては既に起草委員に依つて研究すべき性質のものなるも促進せしむる意味に於て提案せるものにして左の如き改正案意見ありたり

規約第一章第二條にある(本組合ハ本部ヲ横濱ニ設ケ)と云ふ件に付き中央政府に對する便宜上より考案せられたる事ならんも本組合成立の上は重に船主協會に依て交渉解決すべき問題の多からん事は勿論の事殊に船舶經營の中心地より考慮するも本部を神戸港に置く事最も適當ならん

第三章第五條第四に(養老手當方法及ヒ救濟規定ハ別ニ之レヲ定メ同部ノ規則ニ依リ之レヲ行フモノトス)以上附加する事